

『 公共建築工事積算基準等資料 』

【令和5年改定部分 対比表】

岩手県県土整備部

公共建築工事積算基準等資料

第1編 総則

改正後

第 1 編 総則

公共建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、「公共建築工事積算基準（平成28年12月20日付け国営積第18号）」、「公共建築工事共通費積算基準（令和5年3月29日付け国営積第8号）」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準（令和5年3月29日付け国営積第8号）」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

改正前

第 1 編 総則

公共建築工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、「公共建築工事積算基準（平成28年12月20日付け国営積第18号）」、「公共建築工事共通費積算基準（平成28年12月20日付け国営積第18号）」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準（令和4年3月24日付け国営積第11-1号）」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。

公共建築工事積算基準等資料

第2編 工事費

改正後

改正前

第2編 工事費

第2編 工事費

1 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

1 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

2 新たな追加の工事等の取り扱い

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

2 新たな追加の工事等の取り扱い

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ. 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の(イ)から(ホ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

イ. 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の(イ)から(ホ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- (イ) とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
- (ロ) 地盤改良
- (ハ) 土壌汚染処理
- (ニ) 石綿含有吹付材及び保温材等の処理
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)に伴う発生材処理

- (イ) とりこわし（地下埋設物及び埋設配管に限る）
- (ロ) 地盤改良
- (ハ) 土壌汚染処理
- (ニ) アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)に伴う発生材処理

ロ. 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

ロ. 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

(2) (1)イ. の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(2) (1)イ. の新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該変更契約時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第1章 共通事項

改正後

改正前

第3編 共通費

第1章 共通事項

- 1 共通費算定に関する数値の取り扱い
 - (1) 率による算定
共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
 - (2) 積み上げによる算定
積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。
 - (3) 一般管理費等
イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。
ロ. 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定
 - (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
 - (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
 - (1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

第3編 共通費

第1章 共通事項

- 1 共通費算定に関する数値の取り扱い
 - (1) 率による算定
共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。
 - (2) 積み上げによる算定
積み上げによる算定は第4編1に準ずる。
 - (3) 一般管理費等
イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。
ロ. 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定
 - (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
 - (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
 - (1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合
イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。
(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第1章 共通事項

改正後

改正前

- (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
- ロ、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として（1）イ、（イ）及び（ロ）による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
- ハ、共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。
- (2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合
イ、当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、（1）イ、による。
- ロ、共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。
- 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定
(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
イ、共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
ロ、現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
ハ、一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。
- 5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。
- 6 工事に伴う湧水の排出費用
共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

- (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
- ロ、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。
（イ）主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合
（ロ）工事内容、工事費及び工期から判断して、（イ）に準ずるとみなせる場合
- ハ、共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。
- (2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合
イ、当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、（1）イ、による。
- ロ、共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。
- 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定
(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
イ、共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
ロ、現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。
ハ、一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。
- 5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定
共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。
- 6 工事に伴う湧水の排出費用
共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

改正後

改正前

- 7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い
 (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い
 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、**鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。**

- 7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取り扱い
 (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い
 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表1-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。
 (2) 鉄筋コンクリート造における取り扱い
 体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。
 (3) 鉄塔の取り扱い
 鉄塔については単体として取り扱い、設置場所(地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。
 (4) フラットデッキの取り扱い
 フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表1-1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正			
鉄骨工事			
鋼材費	○	工場加工費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○
建て方費	○	溶接試験	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△
付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△
鉄塔	○	C、W一次ファスナー	○
		鉄骨運搬費	○
		現場錆止め塗装	○
		現場溶接	○
		柱底均しモルタル	○
		耐火被覆	○
		専用仮設	○
		設備機器架台	○

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第1章 共通事項

改正後

改正前

8 その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表1-2及び表1-3に示す。

なお、表1-2及び表1-3には共通費基準 表7その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準 2(5)及び3(5)の定めによる。

表1-2 その他工事としての取り扱い(建築工事)

(注)○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納(造り付け以外)	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架(スチール棚)	○	書架(既製木製棚)	○	家具(造り付け以外)	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般(湯沸室)流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類(芝張り、は種)	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、緑石、側溝は一般工事とする。				
土工	×	直接仮設(舗装用)	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	緑石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ(U字溝)	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事※として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般(改修)工事とする。				
とりこわし費	○	集積積み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※建築物等の解体を行う工事(改修に伴う撤去工事は除く。)

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第1章 共通事項

改正後

改正前

表1-3 その他工事としての取り扱い(機械設備工事)

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。
(注)○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや排水管の交換は一般工事。
揚水井設備	○ 揚さく及び電気設備後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置(揚水試験、水質検査含む)を行う、放排水、雑用水、雑管用の揚水井
地中熱交換井設備	○ 揚さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	× ポンプ及び排水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。
恒温恒湿室	○ 精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
クリーンルーム	○ 空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。
ブルーろ過設備	○ ブルー水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
砂槽ろ過設備	○ 浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ハーフドレン)から雨水流入槽に至る配管は一般工事。
厨房排水除害設備	○ 厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○ 有害廃水(汚原液、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○ 排水(雑排水等)を便所洗浄水、散水、修業用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	○ 雨水を便所洗浄水、散水、修業用水等の用途に適合する水質まで処理する設備(ろ過装置を設けるシステム一式工事) × 集水部(ハーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管。上記ルート中の雨水遮断弁装置等を併立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	× ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。
ダストシュート	○ 各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○ 建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクタ・コンテナ	○ かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
廃却装置	○ 廃却炉
ディスポーザー	× 厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。(小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	○ 気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○ スタッカークレーン、無人走行台車を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○ 設置解消機、スチージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	○ 2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	○ 酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○ 酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○ ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	○ ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て
医療器具設備	○ 手術台、歯科用椅子、各種検査機器(X線、CT、MRI、超音波等)、介護補助リフト等の医療用設備

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第1章 共通事項

改正後

改正前

- 8 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定
 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。
- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
 - ・ 造園工事
 - ・ 舗装工事
 - ・ とりこわし工事
 - ・ さく井設備工事、等
- 9 指定部分及び指定部分工期
 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。
 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。
- 10 設計変更における共通費の算定
- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - イ、共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ロ、現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ハ、一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
 - (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

- 9 その他工事を単独で発注する場合の算定
 共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。
- 10 指定部分及び指定部分工期
 原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。
 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。
- 11 変更契約における共通費の算定
- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - イ、共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ロ、現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ハ、一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
 - (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第2章 共通仮設費

改正後

改正前

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2（4）の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱い、第3編第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①建築工事において、共通費基準 2（3）表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K_r）に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、公共建築工事共通費積算基準 別表におけるP：直接工事費（千円）
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のK_rに乗じる。

(ニ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 共通仮設費率による算定

(イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

①共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

②工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2（4）の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱い、第3編第1章7による。

(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正

①共通費基準 2（3）表-5のうち建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

②鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は(ロ)に0.9を乗じる。

③既存施設を監理事務所（監督職員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(算定方法)

・一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）

・鉄骨工事の場合

直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））

(ニ) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 2（5）の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第2章 共通仮設費

改正後

- (ホ) リース料の取り扱い
仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。
- (ヘ) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合
原則として算定式により算定された率を採用する。
- (ト) 共通仮設費率の留意事項
- ①環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。
 - ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
 - ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
 - ②共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
 - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
 - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)
- ロ、積み上げによる算定
以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
- (イ) 準備費
敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用
- (ロ) 仮設建物費
- ①宿舍、設計図書による現場環境改善費用
 - ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用
 - ③建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
- (ハ) 工事施設費
仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
- (ニ) 環境安全費
安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
- (ホ) 動力用水光熱費
本受電後の電力基本料金
- (ヘ) 機械器具等
- ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用
規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

改正前

- (ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事
共通費基準 2(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に0.9を乗じる。
なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。
- (ヘ) リース料の取り扱い
仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。
- (ト) 共通仮設費率の留意事項
- ①共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
 - ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)
 - ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)
 - ②屋外整理清掃費
施工中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積み込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。
- ロ、積み上げによる算定
以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。
- (イ) 準備費
敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用
- (ロ) 仮設建物費
- ①宿舍、設計図書によるイメージアップ費用
 - ②電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用
 - ③建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容
- (ハ) 工事施設費
仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用
- (ニ) 環境安全費
安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)
- (ホ) 動力用水光熱費
本受電後の電力基本料金
- (ヘ) 機械器具等
- ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用
規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第2章 共通仮設費

改正後

改正前

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16 t	6.4×A	

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用
機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(チ) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・石綿粉じん濃度測定
- ・分析による石綿含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16 t	6.4×A	

②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用
機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・コンクリートの単位水量測定
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比（CBR）試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第3章 現場管理費

改正後

改正前

第3章 現場管理費

第3章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。

イ. 現場管理費率による算定

(イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

①現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。

②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

②工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(ハ) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 3(5)の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

(ニ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3(6)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

(ホ) 純工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(ホ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ) 現場管理費率の留意事項

①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

- ・ 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
 - ・ 検査、試験の支援に要する費用
 - ・ 施工図作成の支援に要する費用
 - ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
- ・ 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
 - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

公共建築工事積算基準等資料

第3編 共通費 第3章 現場管理費

改正後

改正前

ロ、積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

なお、(ロ) 鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。
(算定方法)

・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（へ）

・鉄骨工事等の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（へ）×補正（ロ）又は補正（ニ））

ロ、積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

(ロ) 昇降機設備工事における工事実績情報（コリンズ）の登録費用

工事費が2,500万円未満の場合

（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）

『工事実績情報登録費用』＝登録作業費※1＋登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

改正後

改正前

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が3.5%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え1.5以下	1.04
1.5を超え2.5以下	1.03
2.5を超え3.5以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 4(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ①予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が3.5%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え1.5以下	1.04
1.5を超え2.5以下	1.03
2.5を超え3.5以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 4(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 ①予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

公共建築工事積算基準等資料

第4編 単価、価格等 第1章 共通事項

改正後

改正前

ハ、別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

ハ、別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2 材料価格等

単価基準 第1編2(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個性が高い機器等の単価及び価格をいう。

2 材料価格等

単価基準 第1編2(1)に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個性が高い機器等の単価及び価格をいう。

3 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(以下「協議会歩掛り」という。)」による。

3 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(以下「協議会歩掛り」という。)」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り(以下「参考歩掛り」という。)」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料(以下「協議会参考」という。)」を参考とする。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り(以下「参考歩掛り」という。)」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料(以下「協議会参考」という。)」を参考とする。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準*とし、地域の特異性等を考慮のうえ適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は単価基準の表3-1-1~3に示された工種とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特異性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

5 市場単価

単価基準 第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価(以下「補正市場単価」という。)の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

5 市場単価

単価基準 第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価(以下「補正市場単価」という。)の補正方法は、次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

a' = 補正市場単価 A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価 A の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

$$\text{補正市場単価} A' = \text{市場単価} A \times \text{算定式}$$

$$\text{算定式} = a' \div a$$

a' = 補正市場単価 A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価 A の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

6 物価資料の掲載価格

(1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料(一財)経済調査会発行)、建設物価(一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。

6 物価資料の掲載価格

(1) 単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料(一財)経済調査会発行)、建設物価(一財)建設物価調査会発行)等の価格の平均値を採用する。

公共建築工事積算基準等資料

第4編 単価、価格等 第1章 共通事項

改正後

改正前

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内・表、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び 外壁施工時
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管附属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管取、戸外用及び階内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	板厚が、締り及び底面が	1.14	
ダクト附属品	基準補正単価	1.20	取製品が、取製品、取製品等の取付手 間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
樹類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場 合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(取付可)	基準単価	—	—	—	
撤去(取付不可)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内・表、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び 外壁施工時
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管附属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管取、戸外用及び階内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	板厚が、締り及び底面が	1.14	
ダクト附属品	基準補正単価	1.20	取製品が、取製品、取製品等の取付手 間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
樹類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場 合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(取付可)	基準単価	—	—	—	
撤去(取付不可)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

公共建築工事積算基準等資料

第4編 単価、価格等 第1章 共通事項

改正後

改正前

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

9 工事が僅少等の取り扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

10 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「**労務単価**」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画に必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ. 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ. 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ. 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ. 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

9 工事が僅少等の取り扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

10 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

- (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

公共建築工事積算基準等資料

第4編 単価、価格等 第1章 共通事項

改正後

改正前

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。(労働基準法 第35条)

$$\text{労務費(総額)} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K(割増賃金係数)の取扱いは(2)による。
また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。
ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1.1 寒冷地、離島等の取り扱い

- (1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。
- (2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.2 設計変更時の取り扱い

単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。(労働基準法 第35条)

$$\text{労務費(総額)} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K(割増賃金係数)の取扱いは(2)による。
また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。
ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1.1 寒冷地、離島等の取り扱い

- (1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。
- (2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.2 設計変更時の取り扱い

単価基準 第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

1.3 現場労働者用の墜落制止用具費の取り扱い

- (1) 墜落制止用具(フルハーネス型)の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯(胴ベルト型)の費用を差し引いた月額損料(差額)で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5墜落制止用具費の算定区分表による。
 - (2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用具費とし別紙明細として計上する。
 - (3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
 - (4) 算定に用いる月数区分の目安は、T(工期)が該当する月数区分による。
- (算定方法)
墜落制止用具費=墜落制止用具費月額損料(差額分)×月数区分(表5)

改正後

改正前

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料(差額分)*	月数区分					
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 を超え
建築工事	新営工事	6,000円/月						
	改修工事	3,600円/月						
電気設備工事	新営工事	3,600円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
	改修工事	2,400円/月						
機械設備工事	新営工事	3,600円/月						
	改修工事	2,400円/月						
昇降機設備工事		1,200円/月	6(か月)					

※墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定(表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表*

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フルハシ型)をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)

600円/人・月 = (墜落制止用器具費(フルハシ型) - 現行の安全带(胴ベルト型) / 36か月(耐用年数))

改正後

改正前

第15項 塗 装

第15項 塗 装

1 一般事項

細目工種は、単価基準によるほか表A15-1～表15-10による。

1 一般事項

細目工種は、単価基準によるほか表A15-1～表15-9による。

2 単価、価格等

2 単価、価格等

(1) 細幅物

仕上げ塗料塗りについては、単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。

(1) 細幅物

仕上げ塗料塗りについては、単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。

(2) 下地調整塗材 C-2

コンクリート面の素地ごしらえに用いる下地調整塗材 C-2 が設計図書で明示された場合は、単価基準 第15節 左官 2市場単価の下地調整塗材 C-2 を基に必要な費用を計上する。

(2) 下地調整塗材 C-2

コンクリート面の素地ごしらえに用いる下地調整塗材 C-2 が設計図書で明示された場合は、単価基準 第15節 左官 2市場単価の下地調整塗材 C-2 を基に必要な費用を計上する。

改正後

改正前

表 A15 - 8 補正市場単価 (改修標仕仕様)

細目	摘要		単位
	下地種類等	塗装種別 作業工程	
下地調整	木部 (塗替え面)	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面) セツクニス	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RA種(屋外)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	モルタル面 付着物除去		m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RC種	m ²

表 A15 - 8 補正市場単価 (改修標仕仕様)

細目	摘要		単位
	下地種類等	塗装種別 作業工程	
下地調整	木部 (塗替え面)	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面) セツクニス	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RA種(屋外)	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	木部 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	木部 (新規面)	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (新規面) セツクニス	RA種(屋内)	m ²
下地調整	木部 (新規面)	RA種(屋外)	m ²
下地調整	木部 (新規面)	RB種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	モルタル面 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	モルタル面 (新規面)	RA種	m ²
下地調整	モルタル面 (新規面)	RB種	m ²
下地調整	モルタル面 付着物除去		m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)	RC種	m ²
下地調整	コンクリート面 (新規面)	RA種	m ²
下地調整	コンクリート面 (新規面)	RB種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RA種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RB種	m ²
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)	RC種	m ²

改正後

改正前

表 A15 - 9 補正市場単価（改修標仕仕様）

細目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)	
下地調整	ボート面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	ボート面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	ボート面（塗替え面）		RC種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RC種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RC種	m ²

表 A15 - 9 補正市場単価（改修標仕仕様）

細目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)	
下地調整	押出成形シート板面（新規面）		RA種	m ²
下地調整	押出成形シート板面（新規面）		RB種	m ²
下地調整	ボート面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	ボート面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	ボート面（塗替え面）		RC種	m ²
下地調整	ボート面（新規面）		RA種	m ²
下地調整	ボート面（新規面）		RB種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（塗替え面）		RC種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（新規面）		RA種	m ²
下地調整	けい酸カルシウム板面（新規面）		RB種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RA種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RB種	m ²
下地調整	鉄鋼面（塗替え面）		RC種	m ²
下地調整	鉄鋼面（新規面）		RA種	m ²

公共建築工事積算基準等資料

改正後

改正前

表 A15 - 10 補正市場単価 (改修標準仕様)

細目	摘要			単位
	下地種類等	塗装種別	作業工程	
素地ごしらえ	木部		A種(屋外)	m ²
素地ごしらえ	木部 セラックス		A種(屋内)	m ²
素地ごしらえ	木部(屋内)		A種	m ²
素地ごしらえ	木部		B種	m ²
素地ごしらえ	鉄鋼面		B種	m ²
素地ごしらえ	鉄鋼面		C種	m ²
素地ごしらえ	モルタル面及びせっこうプラスター面		A種	m ²
素地ごしらえ	モルタル面及びせっこうプラスター面 (付着物の除去)			m ²
素地ごしらえ	コンクリート面		A種	m ²
素地ごしらえ	コンクリート面		B種	m ²
素地ごしらえ	せっこうボード面及びその他ボード面		A種	m ²
素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	m ²
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板面		A種	m ²
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板面及びモルタル面		B種	m ²
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		A種	m ²
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	m ²

改正後

改正前

第16項 内外装

第16項 内外装

1 一般事項

細目工種は、単価基準によるほか表A16-1～表16-6による。

1 一般事項

細目工種は、単価基準によるほか表A16-1～表16-6による。

2 単価、価格等

2 単価、価格等

(1) 床仕上げ材張り

完成時の清掃及び樹脂ワックス掛けは直接仮設の整理清掃後片付けに含む。

(1) 床仕上げ材張り

完成時の清掃及び樹脂ワックス掛けは直接仮設の整理清掃後片付けに含む。

(2) 壁せつこうボード張り

継目処理工法による施工の場合は、突付け工法に対して単価基準 第2編 第1章第18節 表A1-18-9のせつこうボード継目処理の単価を加算する。

(2) 壁せつこうボード張り

継目処理工法による施工の場合は、突付け工法に対して単価基準 第2編 第1章第18節 表A1-18-9のせつこうボード継目処理の単価を加算する。

(3) 壁紙張り

壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

(3) 壁紙張り

壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

(4) 天井壁紙張り

天井壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

(4) 天井壁紙張り

天井壁紙張りの壁紙の所要量は、無地又はリピートサイズの小さい模様を標準としている。リピートサイズの大きな模様の場合は適宜補正する。

表 A16 - 1 補正市場単価 (内装床材類)

細目	摘要	単位	備考
階段ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マブ* FS	m ²	
階段ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マブ* FS	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コボ/シヨ/ビニル床タイル KT 多層部	m ²	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=75mm	m	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=100mm	m	

表 A16 - 1 補正市場単価 (内装床材類)

細目	摘要	単位	備考
階段ビニル床シート張り	厚2.0mm 複層ビニル床シート マブ* FS	m ²	
階段ビニル床シート張り	厚2.5mm 複層ビニル床シート マブ* FS	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コボ/シヨ/ビニル床タイル KT 多層部	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コボ/シヨ/ビニル床タイル KT	m ²	
床ビニル床タイル張り	厚2.0mm コボ/シヨ/ビニル床タイル KT 多層部	m ²	
階段ビニル床タイル張り	厚2.0mm コボ/シヨ/ビニル床タイル KT	m ²	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=75mm	m	
ビニル幅木 (ソフト幅木)	H=100mm	m	

改正後

改正前

第7項 塗装改修

第7項 塗装改修

1 単価、価格等

1 単価、価格等

- (1) 既存塗膜除去
既存塗膜除去は、単価基準 第2編第2章第2節 表A2-2-44による。
- (2) 下地調整
下地調整は、第4編第2章第1節第15項 表A15-8及び表A15-9による。
なお、既存塗膜除去したあとの下地調整の単価である。
- (3) 素地ごしらえ
素地ごしらえは、第4編第2章第1節第15項 表A15-10による。
- (4) 錆止め塗装
錆止め塗装は、第4編第2章第1節第15項 表A15-4による。
- (5) 仕上げ塗料塗り
イ. 仕上げ塗料塗りは、第4編第2章第1節第15項 表A15-5～表15-7による。
ロ. 単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。

- (1) 既存塗膜除去
既存塗膜除去は、単価基準 第2編第2章第2節 表A2-2-44による。
- (2) 下地調整
下地調整は、第4編第2章第1節第15項 表A15-8及び表A15-9による。
なお、既存塗膜除去したあとの下地調整の単価である。
- (3) 錆止め塗装
錆止め塗装は、第4編第2章第1節第15項 表A15-4による。
- (4) 仕上げ塗料塗り
イ. 仕上げ塗料塗りは、第4編第2章第1節第15項 表15-5～表15-7による。
ロ. 単価基準及び本資料に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、㎡単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。

公共建築工事積算基準等資料

改正後

附表
【塗装改修】

(R4版P129)

改正前

参考歩掛り(改修標準仕様)

細目	摘要			単位	歩掛り記号	表番号
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)			
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部	1種	B種	m	4.0'	表RA-17-43
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RC種 塗替面) 木部	1種	C種	m	4.1'	表RA-17-43
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部		A種	m	4.2'	表RA-17-44
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		B種	m	4.3'	表RA-17-44
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RC種 塗替面) 木部		C種	m	4.4'	表RA-17-44
CL塗り(クリアック塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		A種	m	4.5'	表RA-17-45
CL塗り(クリアック塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		B種	m	4.6'	表RA-17-45
LE塗り(フッカーエポキシ塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 塗替面)木部		A種	m	1.3.4'	表RA-17-46
LE塗り(フッカーエポキシ塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 塗替面)木部		B種	m	1.3.5'	表RA-17-46
OS塗り(オスフィン塗り)	細幅物系幅300mm以下(付着除去 塗替面) 木部			m	4.7'	表RA-17-47
下地調整	木部(塗替え面)		RA種	m ²	2.7.6'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面) セラックス		RA種	m ²	3.1.1'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RA種(屋外)	m ²	3.1.8'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RB種	m ²	2.7.7'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RC種	m ²	2.7.8'	表RA-17-23
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RA種	m ²	2.8.1'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RB種	m ²	2.8.2'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RC種	m ²	2.8.3'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(付着物除去)			m ²	2.8.6'	表RA-17-25
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RA種	m ²	2.8.7'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RB種	m ²	2.8.8'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RC種	m ²	2.8.9'	表RA-17-26
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RA種	m ²	2.9.2'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RB種	m ²	2.9.3'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RC種	m ²	2.9.4'	表RA-17-27
下地調整	ボード面(塗替え面)		RA種	m ²	2.9.7'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(塗替え面)		RB種	m ²	2.9.8'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(塗替え面)		RC種	m ²	2.9.9'	表RA-17-28
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RA種	m ²	3.0.2'	表RA-17-29
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RB種	m ²	3.0.3'	表RA-17-29
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RC種	m ²	3.0.4'	表RA-17-29

参考歩掛り(改修標準仕様)

細目	摘要			単位	歩掛り記号	表番号
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)			
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部	1種	B種	m	4.0'	表RA-17-43
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RC種 塗替面) 木部	1種	C種	m	4.1'	表RA-17-43
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 新規面) 木部		A種	m	4.2'	表RA-17-44
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		B種	m	4.3'	表RA-17-44
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RC種 塗替面) 木部		C種	m	4.4'	表RA-17-44
CL塗り(クリアック塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		A種	m	4.5'	表RA-17-45
CL塗り(クリアック塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RB種 塗替面) 木部		B種	m	4.6'	表RA-17-45
LE塗り(フッカーエポキシ塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 塗替面)木部		A種	m	1.3.4'	表RA-17-46
LE塗り(フッカーエポキシ塗り)	細幅物系幅300mm以下(下地RA種 塗替面)木部		B種	m	1.3.5'	表RA-17-46
OS塗り(オスフィン塗り)	細幅物系幅300mm以下(付着除去 塗替面) 木部			m	4.7'	表RA-17-47
下地調整	木部(塗替え面)		RA種	m ²	2.7.6'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面) セラックス		RA種	m ²	3.1.1'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RA種(屋外)	m ²	3.1.8'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RB種	m ²	2.7.7'	表RA-17-23
下地調整	木部(塗替え面)		RC種	m ²	2.7.8'	表RA-17-23
下地調整	木部(新規面)		RA種	m ²	2.7.9'	表RA-17-23
下地調整	木部(新規面) セラックス		RA種	m ²	3.1.2'	表RA-17-23
下地調整	木部(新規面)		RA種(屋外)	m ²	3.2.1'	表RA-17-23
下地調整	木部(新規面)		RB種	m ²	2.8.0'	表RA-17-23
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RA種	m ²	2.8.1'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RB種	m ²	2.8.2'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(塗替え面)		RC種	m ²	2.8.3'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(新規面)		RA種	m ²	2.8.4'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(新規面)		RB種	m ²	2.8.5'	表RA-17-25
下地調整	鉄板面(付着物除去)			m ²	2.8.6'	表RA-17-25
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RA種	m ²	2.8.7'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RB種	m ²	2.8.8'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(塗替え面)		RC種	m ²	2.8.9'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(新規面)		RA種	m ²	2.9.0'	表RA-17-26
下地調整	コンクリート面(新規面)		RB種	m ²	2.9.1'	表RA-17-26
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RA種	m ²	2.9.2'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RB種	m ²	2.9.3'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(塗替え面)		RC種	m ²	2.9.4'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(新規面)		RA種	m ²	2.9.5'	表RA-17-27
下地調整	押出成形セメント板面(新規面)		RB種	m ²	2.9.6'	表RA-17-27
下地調整	ボード面(塗替え面)		RA種	m ²	2.9.7'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(塗替え面)		RB種	m ²	2.9.8'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(塗替え面)		RC種	m ²	2.9.9'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(新規面)		RA種	m ²	3.0.0'	表RA-17-28
下地調整	ボード面(新規面)		RB種	m ²	3.0.1'	表RA-17-28
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RA種	m ²	3.0.2'	表RA-17-29
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RB種	m ²	3.0.3'	表RA-17-29
下地調整	けい酸カルシウム板面(塗替え面)		RC種	m ²	3.0.4'	表RA-17-29

公共建築工事積算基準等資料

附表

【塗装修修】

(R4版P130)

改正後

改正前

参考歩掛り(改修標仕仕様)

細目	摘要			単位	歩掛り記号	表番号
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)			
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RA種	m	3 0 7'	表RA-17-24
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RB種	m	3 0 8'	表RA-17-24
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RC種	m	3 0 9'	表RA-17-24

補正市場単価

細目	摘要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内(仕様:第8節)	水系	B種	m	B	2÷1
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面(屋内外) 素地ごしらえ別途	A種	B種	m	A	3÷119
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面(屋内外) 素地ごしらえ別途	A種	B種	m	A	4÷119
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	m	E-O	120÷121
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	m	E-O	-
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	鉄鋼面 錆止別途	1種	A種	m	D	9÷d1
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	12÷122	12÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	13÷122	13÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	-	-
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	123÷122	123÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	12÷122	12÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	13÷122	13÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	-	-
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	123÷122	123÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	44÷122	44÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	45÷122	45÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	46÷122	46÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	48÷122	48÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	44÷122	44÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	45÷122	45÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	46÷122	46÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	48÷122	48÷122

参考歩掛り(改修標仕仕様)

細目	摘要			単位	歩掛り記号	表番号
	下地種類等	塗装種別	作業工程 (塗り回数)			
下地調整	けい酸処理板面(新規面)		RA種	m	3 0 5'	表RA-17-29
下地調整	けい酸処理板面(新規面)		RB種	m	3 0 6'	表RA-17-29
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RA種	m	3 0 7'	表RA-17-24
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RB種	m	3 0 8'	表RA-17-24
下地調整	鉄鋼面(塗替え面)		RC種	m	3 0 9'	表RA-17-24
下地調整	鉄鋼面(新規面)		RA種	m	3 1 0'	表RA-17-24

補正市場単価

細目	摘要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面屋内(仕様:第8節)	水系	B種	m	B	2÷1
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面(屋内外) 素地ごしらえ別途	A種	B種	m	A	3÷119
錆止め塗り	工場1回 鉄鋼面(屋内外) 素地ごしらえ別途	A種	B種	m	A	4÷119
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	木部 素地ごしらえ別途	1種	A種	m	E-O	120÷121
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	木部 素地ごしらえ別途	1種	B種	m	E-O	-
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	鉄鋼面 錆止別途	1種	A種	m	D	9÷d1
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	12÷122	12÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	13÷122	13÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	-	-
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	123÷122	123÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	12÷122	12÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	13÷122	13÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	-	-
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	123÷122	123÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	12÷122	12÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	13÷122	13÷122
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	-	-
EP塗り(合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	123÷122	123÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	44÷122	44÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	F-P	45÷122	45÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	46÷122	46÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	せっこうボード面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	F-P	48÷122	48÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	44÷122	44÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	A種	m	R-S	45÷122	45÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 一般面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	46÷122	46÷122
EP-G塗り(つや有合成樹脂エポキシペイント塗り)	けい酸処理板面・モルタル面・コンクリート面・押出成形セメント板面 見上げ面 素地ごしらえ別途	B種	m	R-S	48÷122	48÷122

公共建築工事積算基準等資料

附表
【塗装修修】

(R4版P135)

改正後

改正前

** 補正市場単価 **

細目	摘 要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
下地調整	木部 (塗替え面)		RA種	m	0	276'÷127
下地調整	木部 (塗替え面) セツクス		RA種	m	0	311'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RA種(屋外)	m	0	318'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RB種	m	0	277'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RC種	m	0	278'÷127
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RA種	m	S	281'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RB種	m	S	282'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RC種	m	S	283'÷p1
下地調整	鉄鋼面 付着物除去			m	S	286'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RA種	m	S	287'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RB種	m	S	288'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RC種	m	S	289'÷p1
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RA種	m	Q	292'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RB種	m	Q	293'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RC種	m	Q	294'÷q
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RA種	m	P	297'÷128
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RB種	m	P	298'÷128
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RC種	m	P	299'÷128
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RA種	m	S	302'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RB種	m	S	303'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RC種	m	S	304'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RA種	m	S	307'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RB種	m	S	308'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RC種	m	S	309'÷p1

** 補正市場単価 **

細目	摘 要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
下地調整	木部 (塗替え面)		RA種	m	0	276'÷127
下地調整	木部 (塗替え面) セツクス		RA種	m	0	311'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RA種(屋外)	m	0	318'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RB種	m	0	277'÷127
下地調整	木部 (塗替え面)		RC種	m	0	278'÷127
下地調整	木部 (新規面)		RA種	m	0	279'÷127
下地調整	木部 (新規面) セツクス		RA種	m	0	312'÷127
下地調整	木部 (新規面)		RA種(屋外)	m	0	321'÷127
下地調整	木部 (新規面)		RB種	m	0	280'÷127
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RA種	m	S	281'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RB種	m	S	282'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RC種	m	S	283'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (新規面)		RA種	m	S	284'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (新規面)		RB種	m	S	285'÷p1
下地調整	鉄鋼面 付着物除去			m	S	286'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RA種	m	S	287'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RB種	m	S	288'÷p1
下地調整	コンクリート面 (塗替え面)		RC種	m	S	289'÷p1
下地調整	コンクリート面 (新規面)		RA種	m	S	290'÷p1
下地調整	コンクリート面 (新規面)		RB種	m	S	291'÷p1
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RA種	m	Q	292'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RB種	m	Q	293'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (塗替え面)		RC種	m	Q	294'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (新規面)		RA種	m	Q	295'÷q
下地調整	押出成形セメント板面 (新規面)		RB種	m	Q	-
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RA種	m	P	297'÷128
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RB種	m	P	298'÷128
下地調整	ボード面 (塗替え面)		RC種	m	P	299'÷128
下地調整	ボード面 (新規面)		RA種	m	P	300'÷128
下地調整	ボード面 (新規面)		RB種	m	P	301'÷128
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RA種	m	S	302'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RB種	m	S	303'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (塗替え面)		RC種	m	S	304'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (新規面)		RA種	m	S	305'÷p1
下地調整	けい酸カルシウム板面 (新規面)		RB種	m	S	306'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RA種	m	S	307'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RB種	m	S	308'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (塗替え面)		RC種	m	S	309'÷p1
下地調整	鉄鋼面 (新規面)		RA種	m	S	310'÷p1

公共建築工事積算基準等資料

附表
【塗装改修】 (R4版P136)

改正後

改正前

※協議会歩掛り※

細目	摘要			単位	歩掛り	備考
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RA種	㎡	313'	【改修標仕仕様】
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RB種	㎡	314'	めっき鋼面の下地調整錆止め塗料用※
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RC種	㎡	315'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A種	㎡	c1	【改修標仕仕様】
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	C種	A種	㎡	20'	めっき鋼面の錆止め塗料塗り※
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	A種	㎡	29'	めっき鋼面(鋼建)の錆止め塗料塗り※
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	A種	㎡	19'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	B種	㎡	31'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	B種	㎡	21'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	C種	㎡	32'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	C種	㎡	22'	
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A,B種	㎡	33'	
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	C種	A,B種	㎡	23'	
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	A種	㎡	62'	【改修標仕仕様】
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	B種	㎡	63'	合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)※
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	C種	㎡	67'	

※宮積算システム等開発利用協議会参考資料参照

※協議会歩掛り※

細目	摘要			単位	歩掛り	備考
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RA種	㎡	313'	【改修標仕仕様】
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RB種	㎡	314'	めっき鋼面の下地調整錆止め塗料用※
下地調整	亜鉛めっき面(塗替え面)		RC種	㎡	315'	
下地調整	亜鉛めっき面(新規面)		RA種	㎡	316'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A種	㎡	c1	【改修標仕仕様】
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	C種	A種	㎡	20'	めっき鋼面の錆止め塗料塗り※
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	A種	㎡	29'	めっき鋼面(鋼建)の錆止め塗料塗り※
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	A種	㎡	19'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	B種	㎡	31'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	B種	㎡	21'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	C種	㎡	32'	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	C種	C種	㎡	22'	
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A,B種	㎡	33'	
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	C種	A,B種	㎡	23'	
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	A種	㎡	62'	【改修標仕仕様】
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	B種	㎡	63'	合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)※
SOP塗り(合成樹脂調合ペイント塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	C種	㎡	67'	

※宮積算システム等開発利用協議会参考資料参照

公共建築工事積算基準等資料

附表
【塗装改修】 (R4版P137)

改正後

改正前

補正市場単価

補正市場単価

細目	摘要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	A種	m ²	B	19'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	水系	A種	m ²	B	20'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	B種	m ²	B	21'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	C種	m ²	B	22'÷1
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	水系	A,B種	m ²	B	23'÷1
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	A種	m ²	C	29'÷c1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A種	m ²	C	-
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	B種	m ²	C	31'÷c1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	C種	m ²	C	32'÷c1
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A,B種	m ²	C	33'÷c1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	A種	m ²	D	62'÷d1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	B種	m ²	D	63'÷d1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	C種	m ²	D	67'÷d1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RA種	m ²	S	313'÷p1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RB種	m ²	S	314'÷p1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RC種	m ²	S	315'÷p1

細目	摘要			単位	市場単価	算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程			
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	A種	m ²	B	19'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	水系	A種	m ²	B	20'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	B種	m ²	B	21'÷1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)塗替え面	水系	C種	m ²	B	22'÷1
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内)新規面	水系	A,B種	m ²	B	23'÷1
錆止め塗り	現場2回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	A種	m ²	C	29'÷c1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A種	m ²	C	-
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	B種	m ²	C	31'÷c1
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)塗替え面	A種	C種	m ²	C	32'÷c1
錆止め塗り	工場1回 亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)新規面	A種	A,B種	m ²	C	33'÷c1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	A種	m ²	D	62'÷d1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	B種	m ²	D	63'÷d1
SOP塗り(合成樹脂調合ペイト塗り)	亜鉛めっき鋼面・鋼製建具面(屋内外)錆止別途下地調整別途	1種	C種	m ²	D	67'÷d1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RA種	m ²	S	313'÷p1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RB種	m ²	S	314'÷p1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(塗替え面)		RC種	m ²	S	315'÷p1
下地調整	亜鉛めっき鋼面(新規面)		RA種	m ²	S	316'÷p1

公共建築工事積算基準等資料

附表
【塗装改修】最終ページ

改正後

改正前

※補正市場単価※

細目	摘 要					算定式
	下地種類等	塗装種別	作業工程	単位	市場単価	
素地ごしらえ	木部(屋内)		A種	㎡	O	
素地ごしらえ	木部		A種(屋外)	㎡	O	126÷127
素地ごしらえ	木部		B種	㎡	O	99÷127
素地ごしらえ	木部(屋内) ミツナコ		A種	㎡	O	131÷127
素地ごしらえ	鉄鋼面		B種	㎡	S	100+p1
素地ごしらえ	鉄鋼面		C種	㎡	S	101+p1
素地ごしらえ	珪藻土面及びせっこうアスター面		A種	㎡	S	102+p1
素地ごしらえ	珪藻土面及びせっこうアスター面 (付着物の除去)			㎡	S	103+p1
素地ごしらえ	コンクリート面		A種	㎡	S	104+p1
素地ごしらえ	コンクリート面		B種	㎡	S	105+p1
素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	㎡	P	
素地ごしらえ	せっこうボード面及びその他ボード面		A種	㎡	P	106+128
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板面		A種	㎡	S	107+p1
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板面及びモルタル面		B種	㎡	S	
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		A種	㎡	Q	108÷q
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	㎡	Q	

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第1節 新営工事 第1項 共通工事

改正後

改正前

第3章 電気設備工事

第1節 新営工事

第1項 共通工事

1 一般事項

補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E1～附表E4.0による。

2 単価、価格等

(1) 配管工事

- イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-1による。
- ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、附属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。
- ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。
- ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。
- ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の労務の所要量は、割増しを行わない
- ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。
- ト. 金属ダクト及び金属トラフのつり金具等の支持材は、別途計上する。
- チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。
- リ. 位置ボックスは、代表的なボックスに置換えて計上する。

(2) 配線工事

- イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-2による。
- ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料、電線等の施工上の迂回等を含む。
- ハ. 金属線びに収容する配線工事の労務の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。
- ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。
- ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。
- ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3Cカドラプレックス形は4Cの労務の所要量を適用する。

第3章 電気設備工事

第1節 新営工事

第1項 共通工事

1 一般事項

補正市場単価は、第4編第1章5により算出し、その算定式は附表E1～附表E3.9による。

2 単価、価格等

(1) 配管工事

- イ. 配管工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-1による。
- ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、付属品、雑材料、配管等の施工上の迂回等を含む。
- ハ. ボンディングは電力用の場合に計上し、鋼製電線管、金属製位置ボックス（金属管用露出を除く）及び金属製可とう電線管（接地線を使用しない場合）に適用する。
- ニ. 耐震支持など特別な支持を行う場合は、支持材を加算する。
- ホ. B S形ケーブルラック（立上り配線専用両面形）の労務の所要量は、割増しを行わない
- ヘ. 1種金属線びの付属品及びボックス類は、別途計上する。
- ト. 金属ダクト及び金属トラフの吊り金具等の支持材は、別途計上する。
- チ. 電力用プルボックスは、プルボックス用接地端子を計上する。

(2) 配線工事

- イ. 配線工事の細目工種は、単価基準によるほか表E1-2による。
- ロ. 複合単価、市場単価及び補正市場単価は、作業上の切り無駄、支持材、消耗品、雑材料、電線等の施工上の迂回等を含む。
- ハ. 金属線びに収容する配線工事の労務の所要量は、各細目工種の管内配線を適用する。
- ニ. 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線を計上する。
- ホ. 波付硬質合成樹脂管及び線び類については、導入線を計上しない。
- ヘ. 600Vポリエチレンケーブルで、デュプレックス形は2C、トリプレックス形は3Cカドラプレックス形は4Cの労務の所要量を適用する。
- ~~ト. 高圧架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）は、単価基準 第3編第1章第1節表1-1-8の労務の所要量を適用する。~~

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第1節 新営工事 第1項 共通工事

改正後

改正前

ト. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャール及び成端箱の材料費並びに施工費は、別途計上する。

チ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-FCPEE）及び市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-CPEE）の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-14の2C～6Cの労務の所要量を準用する。

リ. ライティングダクトの支持材料及び付属品は、別途計上する。

(3) 接地工事

接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-28 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-39 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

(4) 塗装工事

外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。

(5) 機器搬入

- イ. 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考とし算定する。
- ロ. 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。

(6) 土工事等

- イ. 土工及び舗装等において建設機械を使用する場合は、当該機械の運搬費を参考歩掛り別表RA-2-39-1により計上する。
- ロ. 根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。

(7) コンクリート工事

キュービクル等の機器用基礎は、単価基準 第4編第1章第1節による。

(8) 現場打ちマンホール・ハンドホール

現場打ちマンホール及びハンドホール等の単価の作成については、土工事は単価基準 第4編第1章第1節の表M1-1-71、土工機械運転は単価基準 第4編第1章第1節の表M1-1-73、ハンドホール等は単価基準 第4編第1章第4節 樹類により算出する。

チ. 光ファイバケーブル敷設のためのクロージャール及び成端箱の材料費及び施工費は、別途計上する。

リ. 着色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-FCPEE）及び市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル（EM-CPEE）の1P～3Pの歩掛りは、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-15の2C～6Cの労務の所要量を準用する。

ヌ. ライティングダクトの支持材料及び付属品は、別途計上する。

(3) 接地工事

接地極の埋設位置には、単価基準 第3編第1章第1節 表E1-1-1-29 接地極埋設標を計上する。ただし、電柱及び屋外灯の場合並びにマンホール及びハンドホールの接地極は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-39 接地抵抗測定を計上し、接地極埋設標は計上しない。

(4) 塗装工事

外灯用ポール等を現地塗装する場合は、特記のある場合のみ計上する。

(5) 機器搬入

- イ. 搬入機器の質量及び容積は、原則として図面特記又は機器見積りを参考とし算定する。
- ロ. 分割搬入する機器は、分割時の各部材を単体機器とし、質量及び容積を算定する。

(6) 土工事等

- イ. 土工及び舗装等において建設機械を使用する場合は、当該機械の運搬費を参考歩掛り別表RA-2-39-1により計上する。
- ロ. 根切り及び埋戻しは、施工範囲の状態（規模や狭隘）を考慮して算出する。

(7) コンクリート工事

キュービクル等の機器用基礎は、単価基準 第4編第1章第1節による。

(8) 現場打ちマンホール・ハンドホール

現場打ちマンホール及びハンドホール等の単価の作成については、土工事は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-71、土工機械運転は単価基準第4編第1章第1節の表M1-1-73、ハンドホール等は単価基準 第4編第1章第4節 樹類により算出する。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第1節 新営工事 第2項 電力設備工事

改正後

改正前

第2項 電力設備工事

第2項 電力設備工事

1 単価、価格等

1 単価、価格等

(1) 電灯設備

- イ. 耐熱形分電盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15を適用する。
- ロ. OA盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15で算出した人員を、修正表を用いて算定した適用人員と、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-1で算出した労務の所要量を加算する。
- ハ. 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ニ. リモコンリレー、ターミナルユニット等を壁面及び天井内に取付ける場合は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-4を適用し、分電盤等に組込む場合は、単価基準第3編第1章第2節 表E1-2-16を適用する。
- ホ. 直管形LED照明器具は参考歩掛り 第3編第2節 表RE2-8、電球形LED照明器具は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-7及び表E1-2-8を適用する
- ヘ. 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。

(1) 電灯設備

- イ. 耐熱形分電盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15を適用する。
- ロ. OA盤は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15で算出した人員を、修正表を用いて算定した適用人員と、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-1で算出した労務の所要量を加算する。
- ハ. 分電盤等の予備回路及び予備スペースに対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ニ. リモコンリレー、ターミナルユニット等を壁面及び天井内に取付ける場合は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-4を適用し、分電盤等に組込む場合は、単価基準第3編第1章第2節 表E1-2-16を適用する。
- ホ. 直管形LED照明器具は単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-10、電球形LED照明器具は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-11を適用する。
- ヘ. 防爆器具及びクリーンルーム用器具は、労務の所要量の割増しを考慮する。

(2) 動力設備

- イ. 制御盤に単位装置がない回路は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量を適用する。
- ロ. 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ハ. 警報盤は、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

(2) 動力設備

- イ. 制御盤に単位装置がない回路は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量を適用する。
- ロ. 負荷が接続されない回路（警報用・操作用含む）に対する労務の所要量は、当該労務の所要量の50%とする。
- ハ. 警報盤は、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。

(3) 受変電設備

- イ. スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。
- ロ. 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-21の労務の所要量を補正して適用する。
なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は、電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。
- ハ. 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。
- ニ. 高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが付属している場合も適用する。
- ホ. 高圧機器は1個の労務の所要量を示すので、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

(3) 受変電設備

- イ. スコット変圧器は、三相変圧器の労務の所要量を適用する。
- ロ. 前面保守形配電盤（薄形）は、単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-21の労務の所要量を補正して適用する。
なお、受配電盤及びコンデンサ盤は、普通作業員の70%、低圧盤及び変圧器盤は電工及び普通作業員の50%を労務の所要量とする。
- ハ. 油入変圧器500kVA以上、モールド変圧器150kVA以上の場合は、ダイヤル温度計を加算する。また、必要に応じて移動車輪及び防振ゴムを加算する。
- ニ. 高圧コンデンサの労務の所要量は、放電コイルが付属している場合も適用する。
- ホ. 高圧機器は1個の労務の所要量を示すので、計器用変流器（CT）など2個1組の場合は歩掛りを2倍する。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第1節 新営工事 第2項 電力設備工事

改正後

改正前

(4) 地中線路
掘削、埋戻し及び埋設シートは、別途計上する。

(4) 地中線路
掘削、埋戻し及び埋設シートを別途計上する。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第1節 新営工事 第3項 通信・情報設備工事

改正後

改正前

第3項 通信・情報設備工事

第3項 通信・情報設備工事

1 単価、価格等

1 単価、価格等

- (1) 構内交換設備
集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。
- (2) 構内情報通信網設備
光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (3) 情報表示・拡声設備
アナログ子時計が天井**つり下げ形**又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。
- (4) 誘導支援設備
イ. トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。
ロ. テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。
- (5) テレビ共同受信設備
同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (6) 火災報知設備
防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。
- (7) テレビ電波障害防除設備
対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。
なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあつては、別途計上する。

- (1) 構内交換設備
集合保安器箱に保安器本体を取付ける場合は、別途計上する。
- (2) 構内情報通信網設備
光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）の端部にコネクタ・プラグユニット等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (3) 情報表示・拡声設備
アナログ子時計が天井**吊下形**又はブラケット形の場合は、壁掛形の労務の所要量を適用する。
- (4) 誘導支援設備
イ. トイレ呼出表示器及びトイレ呼出ボタンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-7を適用する。
ロ. テレビインターホンは、単価基準 第3編第1章第3節 表E1-3-8を適用する。
- (5) テレビ共同受信設備
同軸ケーブルの端部にF型接栓等を現場で取付ける必要がある場合は、別途計上する。
- (6) 火災報知設備
防火シャッター、防煙ダンパー、防煙たれ壁、排煙口等への接続は、結線費を計上する。
- (7) テレビ電波障害防除設備
対象戸数及び地域の電波状況に応じた方式であることを確認し、施工条件を明示した見積書の価格を参考に、機器・材料単価、据付費、試験調整費等の工事費を算定する。
なお、工事期間中に仮設アンテナを使用する方式にあつては、別途計上する。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第2節 改修工事 第1項 改修工事

改正後

改正前

第2節 改修工事

第2節 改修工事

第1項 共通工事 (改修)

第1項 共通工事 (改修)

1 単価、価格等

1 単価、価格等

- (1) 単価の適用
外構関連（架空線路、地中線路、接地工事）及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。
- (2) 仮設
高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。
- (3) 調査
非破壊検査、絶縁油調査、既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。
- (4) 配線工事
配線引抜き後、空配管となった場合は、図面特記により導入線を計上する。
- (5) 結線
イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
なお、結線費は単価基準 第3編第1章第2節 表E1-2-15の労務の所要量の50%とする。
ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。
ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。
- (6) 取外し再取付け
イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。
ロ. 一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存つりボルトの活用が可能の場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。

- (1) 単価の適用
外構関連（架空線路、地中線路、接地工事）及び撤去に関しては改修工事の分類に関係なく原則として割増しを行わない。
- (2) 仮設
高所作業の足場、仮設間仕切り、養生及び清掃が図面特記されている場合は、その費用を計上する。
- (3) 調査
非破壊検査、絶縁油調査、既設配管・配線等の敷設状況の現況調査が図面特記されている場合は、その費用を計上する。
- (4) 配線工事
配線引抜き後、空配管となった場合は、導入線を計上する。
- (5) 結線
イ. 分電盤・制御盤等の既存ブレーカに電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
ロ. 通信機器等の既存端子に電線及びケーブルを接続する場合は、結線費を計上する。
ハ. スイッチ等の既存機器に光ファイバケーブル及びLAN用ケーブル（UTP）を接続する場合は、コネクタ・プラグユニット等を計上する。
ニ. 分配器等の既存機器に同軸ケーブルを接続する場合は、F型接栓を計上する。
- (6) 取外し再取付け
イ. 取外し再取付けの労務の所要量は、取外し品を破損することなく再使用できる状態を保って丁寧に取外すものであり、取外し品の簡単な清掃も含まれている。
ロ. 一時的な取外し再取付けや、照明器具の改修工事等で、既設位置への取付けの場合で、墨出しの軽減や既存吊りボルトの活用が可能の場合は、雑材料及び労務の所要量を実状に応じて低減することができる。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第2節 改修工事 第1項 改修工事

改正後

改正前

ハ、主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。

(7) 仮設備

イ、停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、仮設備を計上する。

ロ、仮設備に使用する仮設材費の単価については、「単価基準 第1編 2 単価及び価格の算定(2) 複合単価 二. 仮設材費」に『仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。』と規定されており、原則として損料率を算出して仮設材費を適切に算定し、労務費を計上する。

ハ、短期間(3ヶ月程度)で同一業者が撤去する場合には、新品の材料で施工するとは限らないため、配管、ボックス類、幹線ケーブル等の複合単価、市場単価及び補正市場単価を70%※に低減して適用することができる。ただし、転用する事が困難な分岐電線・ケーブル及び合成樹脂管等の材料については全損扱いとし、計上することができる

※【公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編第2章第14節仮設備工事2. 14. 2 仮設備に使用する機材等】で、「電線、配管等の材料は、使用上差支えない程度の電気的性能、機械的強度を有するものとする。」と規定されており新品ではなくてもよいとされている。よって、材料に対して損耗、転回数等を考慮した低減を行い、労務(労務は、図面特記がないかぎり低減等はおこなわない。)を加算した単価を採用することとした。また、複合単価、市場単価及び補正市場単価にこの率を乗じて算出することで、積算の省力化を目的にしている。

ニ、原則として見積等による賃借料をもって仮設材費とするものは次による。

- (イ) 変圧器類
- (ロ) 発電機類
- (ハ) 配電盤類
- (ニ) 通信・情報機器類
- (ホ) その他の仮設備機器

ホ、仮設備を運転するに当たって、燃料が必要な場合は別途計上する。

ハ、主要機器の取外し再取付けを行う際に、全体的なシステム調整を要する場合は、総合試験調整費を別途計上する。

(7) 仮設備

イ、停電、設備システムの機能停止等が困難な場合に、既存の設備機能等を維持させるための設備が必要な場合は、仮設備を計上する。

ロ、仮設備に使用する仮設材費の単価については、「単価基準 第1編 2 単価及び価格の算定(2) 複合単価 二. 仮設材費」に『仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。』と規定されており、原則として損料率を算出して仮設材費を適切に算定し、労務費を計上する。

ハ、短期間(3ヶ月程度)で同一業者が撤去する場合には、新品の材料で施工するとは限らないため、配管、ボックス類、幹線ケーブル等の複合単価、市場単価及び補正市場単価を70%※に低減して適用することができる。ただし、転用する事が困難な分岐電線・ケーブル及び合成樹脂管等の材料については全損扱いとし、計上することができる

※【公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編第2章第14節仮設備工事2. 14. 2 仮設備に使用する機材等】で、「電線、配管等の材料は、使用上差支えない程度の電気的性能、機械的強度を有するものとする。」と規定されており新品ではなくてもよいとされている。よって、材料に対して損耗、転回数等を考慮した低減を行い、労務(労務は、図面特記がないかぎり低減等はおこなわない。)を加算した単価を採用することとした。また、複合単価、市場単価及び補正市場単価にこの率を乗じて算出することで、積算の省力化を目的にしている。

ニ、原則として見積等による賃借料をもって仮設材費とするものは次による。

- (イ) 変圧器類
- (ロ) 発電機類
- (ハ) 配電盤類
- (ニ) 通信・情報機器類
- (ホ) その他の仮設備機器

ホ、仮設備を運転するに当たって、燃料が必要な場合は別途計上する。

改正後

改正前

第2項 撤去工事

1 単価、価格等

(1) 撤去

単価基準 第3編第2章第1節 表E2-1-2～表E2-1-18に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第3編第2章第1節 表E2-1-1の対応する、名称区分毎の新営工事の労務歩掛りに対する率を乗じて算出する。

(2) 発生材処理

発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。

第2項 撤去工事

1 単価、価格等

(1) 撤去

~~単価基準~~ 第3編第2章第1節 表E2-1-2～表E2-1-13に記載のない撤去工事の労務の所要量は、単価基準 第3編第2章第1節 表E2-1-1の対応する名称区分毎の新営工事の労務歩掛りに対する率を乗じて算出する。

(2) 発生材処理

発生材処分品は引渡しを要するもの以外とし、再生資源化を図るものとそれ以外で分類し計上する。

改正後

第3項 機器搬出

1 単価、価格等

- (1) 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。
- (2) 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。

改正前

第3項 機器搬出

1 単価、価格等

- (1) 分割搬出する機器は、分割時の各部材を単体の機器とし、質量及び容積を算定する。
- (2) 大型機器の撤去において一体で搬出できない場合は、分割するための切断費又は分解費を計上する。

公共建築工事積算基準等資料

第3章 電気設備工事
第2節 改修工事 第4項 はつり工事

改正後

第4項 はつり工事

1 単価、価格等

単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積及び溝はつりの幅×深さの各項目の直近上位の値を採用する。

改正前

第4項 はつり工事

1 単価、価格等

単価基準のはつり工の労務の所要量は、コンクリート壁貫通口、コンクリート壁貫通面積及び溝はつりの幅×深さの各項目の直近上位の値を採用する。

公共建築工事積算基準等資料

第4章 機械設備工事
第1節 新営工事 第1項 共通工事

改正後

改正前

第4章 機械設備工事

第1節 新営工事

第1項 共通工事

1 一般事項

補正市場単価は、第4編第1章5市場単価の補正により算出し、その算定式は附表M2～附表M9による。

2 単価、価格等

(1) 配管工事

- イ. 外壁や屋上の配管は、「屋内一般配管」として扱い、配管支持架台は別途計上する。
- ロ. 屋内の地中埋設配管は、施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。
- ハ. 配管の基準単価は、定尺の管単価を定尺長さで除したものとす。
- ニ. 次の配管の歩掛りは、協議会歩掛りによる。
 - ・ 給水 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)
(単価基準 表M1-1-9以外の施工箇所)
 - ・ 給水 ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)
(単価基準 表M1-1-3以外の施工箇所)
 - ・ 給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP)
(給水 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP) を準用)
 - ・ プロパン・消火・排水 ポリエチレン被覆鋼管
 - ・ 水道用ポリエチレン管
- ホ. 特記仕様書等にて、ねじ込み及びMDジョイント等、複数の施工方法が併記された場合は、口径毎に安価な単価を用いる。
- ヘ. 外壁から第一榑までの排水管は屋内扱いとし、上流部の施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。

(2) 配管附属品

- イ. 耐火二層管において、特記により伸縮管継手を設置する場合はその伸縮管継手(材工共)を別途計上する。また、必要に応じ、配管固定金物を別途計上する。
なお、伸縮管継手の歩掛りは同一呼び径のバタフライ弁に準ずる。
- ロ. メカニカル形ステンレス鋼弁の歩掛りは、仕切弁の歩掛りの配管工の所要数を80%として準用する。

(3) 保温工事

- イ. 保温工事の細目工種は、参考歩掛り及び表M1-1～表M1-3による。
- ロ. 冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装は、協議会歩掛りによる。
- ハ. 弁類保温(表M1-1-59)に用いる材料のグラスウール保温帯は、アルミガラスクロス化粧付きグラスウール保温帯を代用することができる。
- ニ. 弁類保温に用いる材料のステンレス鋼板の板厚は、0.3mmを代用することができる。

第4章 機械設備工事

第1節 新営工事

第1項 共通工事

1 一般事項

補正市場単価は、第4編第1章5市場単価の補正により算出し、その算定式は附表M2～附表M9による。

2 単価、価格等

(1) 配管工事

- イ. 外壁や屋上の配管は、「屋内一般配管」として扱い、配管支持架台は別途計上する。
- ロ. 屋内の地中埋設配管は、施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。
- ハ. 配管の基準単価は、定尺の管単価を定尺長さで除したものとす。
- ニ. 次の配管の歩掛りは、協議会歩掛りによる。
 - ・ 給水 塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)
(単価基準 表M1-1-9以外の施工箇所)
 - ・ 給水 ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PD)
(単価基準 表M1-1-3以外の施工箇所)
 - ・ 給湯 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP)
(給水 耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP) を準用)
 - ・ プロパン・消火・排水 ポリエチレン被覆鋼管
 - ・ 水道用ポリエチレン管
- ホ. 特記仕様書等にて、ねじ込み及びMDジョイント等、複数の施工方法が併記された場合は、口径毎に安価な単価を用いる。
- ヘ. 外壁から第一榑までの排水管は屋内扱いとし、上流部の施工場所により「屋内一般配管」又は「機械室・便所配管」として扱う。

(2) 配管附属品

- イ. 耐火二層管において、特記により伸縮管継手を設置する場合はその伸縮管継手(材工共)を別途計上する。また、必要に応じ、配管固定金物を別途計上する。
なお、伸縮管継手の歩掛りは同一呼び径のバタフライ弁に準ずる。
- ロ. メカニカル形ステンレス鋼弁の歩掛りは、仕切弁の歩掛りの配管工の所要数を80%として準用する。

(3) 保温工事

- イ. 保温工事の細目工種は、参考歩掛り及び表M1-1～表M1-3による。
- ロ. 冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装は、協議会歩掛りによる。
- ハ. 弁類保温(表M1-1-59)に用いる材料のグラスウール保温帯は、アルミガラスクロス化粧付きグラスウール保温帯を代用することができる。

公共建築工事積算基準等資料

第4章 機械設備工事
第1節 新営工事 第1項 共通工事

改正後

改正前

- (4) 塗装及び防錆工事
単価基準の「文字標識等」において「建物延べ面積」は、事務庁舎に対する数値であり、研究所等のように空調及び衛生等の機器が事務庁舎に比較して多いときは、割増しを考慮する。
- (5) 機器搬入
イ. 分割して搬入する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行う。
ロ. 機器の質量及び容積は、価格算定時に参考とした製造業者の値とする。
ハ. 契約図書で単価基準 表M1-1-68に設定される揚重機16tでは不足する条件が明示される場合、搬入基準単価から揚重機分を差引き、適切な揚重機の所要量を別途に計上する。
- (6) 総合調整
イ. パッケージ形空調機、マルチパッケージ形空調機及びガスエンジンヒートポンプ式空調機は、総合調整費の算定対象としない。
ロ. 主機械室が無く、熱源機器を屋上露出にて設置する場合も、主機械室内機器として扱う。
ハ. 総合調整費の算定対象としない配管系統は、直接暖房用蒸気管、空気抜管、排水通気管、油管、冷媒管、ドレン管、水抜管、膨脹管、弁装置のバイパス管、水道直結部の給水管及び厕所式給湯管とする。
なお、エネルギーセンター等で発生させた蒸気を一般空調系統、直暖系統等で共に供する場合、これらの蒸気管を系統ごとに選別し難い場合は総合調整の対象としてもよい。
- (7) ポンプ類
イ. 深井戸用水中ポンプの揚水管は、標準仕様書では付属品となっているが標準歩掛りに含まれていないため、別途加算する。
ロ. 小型給水ポンプユニットの据付け歩掛りには、2台のポンプ、加圧タンク 及び制御盤を含んでいるものとする。
- (8) 土工事
機械土工を使用する場合は、バックホウ等の運搬費を参考歩掛り 別表RA-2-39-1により計上する。
- (9) コンクリート工事・その他
機器用基礎、樹類以外のコンクリート工事は、参考歩掛り 表RA-5-8による。

- (4) 塗装及び防錆工事
単価基準の「文字標識等」において「建物延べ面積」は、事務庁舎に対する数値であり、研究所等のように空調及び衛生等の機器が事務庁舎に比較して多いときは、割増しを考慮する。
- (5) 機器搬入
イ. 分割して搬入する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行う。
ロ. 機器の質量及び容積は、価格算定時に参考とした製造業者の値とする。
ハ. 契約図書で単価基準 表M1-1-68に設定される揚重機16tでは不足する条件が明示される場合、搬入基準単価から揚重機分を差引き、適切な揚重機の所要量を別途に計上する。
- (6) 総合調整
イ. パッケージ形空調機、マルチパッケージ形空調機及びガスエンジンヒートポンプ式空調機は、総合調整費の算定対象としない。
ロ. 主機械室が無く、熱源機器を屋上露出にて設置する場合も、主機械室内機器として扱う。
ハ. 総合調整費の算定対象としない配管系統は、単価基準 表M1-1-70によるほか、空気抜管、排水通気管、ドレン管、水抜管および膨脹管並びに弁装置のバイパス管とする。
一方で、総合調整費の算定対象とする配管系統は、冷水管、温水管、冷温水管、冷却水管、蒸気(空調)管(低圧蒸気管、高圧蒸気管、還水管等)、高温水管及びドライン管とする。
なお、エネルギーセンター等で発生させた蒸気を一般空調系統、直暖系統、衛生系統等で共に供する場合、これらの蒸気管を系統ごとに選別し難い場合は総合調整の対象としてもよい。
- (7) ポンプ類
イ. 深井戸用水中ポンプの揚水管は、標準仕様書では付属品となっているが標準歩掛りに含まれていないため、別途加算する。
ロ. 小型給水ポンプユニットの据付け歩掛りには、2台のポンプ、加圧タンク、制御盤を含んでいるものとする。
- (8) 土工事
機械土工を使用する場合は、バックホウ等の運搬費を参考歩掛り 別表RA-2-39-1により計上する。
- (9) コンクリート工事・その他
機器用基礎、樹類以外のコンクリート工事は、参考歩掛り 表RA-5-8による。

改正後

改正前

第2項 空気調和設備工事

第2項 空気調和設備工事

1 単価、価格等

1 単価、価格等

(1) 機器設備

- イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。
- ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準 第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。
- ニ. 地下オイルタンク 付属品は、協議会歩掛りによる。

ホ. 空気熱源ヒートポンプユニット（モジュール形）の据付は、モジュール毎に加算して計上する。
ヘ. 軸流送風機及び斜流送風機の歩掛りは、消音ボックス付送風機に準ずる。

(2) ダクト設備

- イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。
- ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。
- ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。
- ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。
なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。

ホ. 400φ以上のスパイラルダクトは、参考歩掛り 表RM-2-4による。
ヘ. スライドオンフランジ工法に用いる材料のコナー金具の板厚は、2.3mmを代用することができる。

(3) 弁装置類

本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。

(1) 機器設備

- イ. 吸収冷凍機、吸収冷温水機及び吸収冷温水機ユニットの保温は、製造業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 冷却塔のうち冷却能力が334kWを超えるものの据付は、協議会歩掛りによる。
- ハ. パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機及びガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷媒管は、特記がなければ価格を算出するにあたって参考とした製造業者の口径を基に、単価基準 第4編第1章第1節1配管工事により計上する。ただし、分岐ユニットは、製造業者の見積価格等を参考にする。
- ニ. 地下オイルタンク 付属品は、協議会歩掛りによる。

(2) ダクト設備

- イ. ダクト設備の細目工種は、単価基準及び表M1-4による。
- ロ. ステンレス製ダクト及び硬質塩化ビニル製ダクトは、協議会歩掛りによる。
- ハ. ウェザーカバーは、協議会歩掛りによる。
- ニ. チャンバー等の吊り用インサート取付費は、必要箇所数を別途計上する。
なお、シーリングディフューザー用既製品ボックスのインサートの必要箇所数は、1箇所とする。

(3) 弁装置類

本歩掛りは、該当する歩掛りが無い場合は、類似の歩掛りを組み合わせて作成する。

改正後

改正前

第4項 給排水衛生設備工事

第4項 給排水衛生設備工事

1 単価、価格等

1 単価、価格等

- (1) 衛生器具設備
 - イ. 衛生器具設備の細目工種は、単価基準及び表M1-5による。
また、壁掛形汚物流しユニットの取付は、協議会歩掛りによる。
なお、左記によれない場合は、参考歩掛り又はその組み合わせによる。
 - ロ. 大便器・小便器ユニット等は、ユニットの構成、配管の種類、ケーシングの寸法等を考慮のうえ、製造業者からの材料費及び労務費等の見積価格等を参考にする。
- (2) 排水設備
 - ディスポーザーの歩掛りは、ドラムトラップ（鋳鉄製）80Aに準ずる。
- (3) 給湯設備
 - ヒートポンプ式給湯器の据付は、原則として製造業者の見積価格等を参考にする。見積に依れない場合は、単価基準 表M1-2-1 2パッケージ形空調機（圧縮機屋外形）の屋外機に、単価基準 表M1-2-5 タンク類の密閉形隔膜式膨張タンクの歩掛りを加算した歩掛りで代用する。
 - 電気温水器の据付は、協議会歩掛りによる。
- (4) 消火設備
 - イ. 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。
 - ロ. 複数の消火システムが存在する工事は、原則としてシステム毎に安価な専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- (5) 厨房機器設備
 - 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

- (1) 衛生器具設備
 - イ. 衛生器具設備の細目工種は、単価基準及び表M1-5による。
また、壁掛形汚物流しユニットの取付は、協議会歩掛りによる。
なお、左記によれない場合は、参考歩掛り又はその組み合わせによる。
 - ロ. 大便器・小便器ユニット等は、ユニットの構成、配管の種類、ケーシングの寸法等を考慮のうえ、製造業者からの材料費及び労務費等の見積価格等を参考にする。
- (2) 排水設備
 - ディスポーザーの歩掛りは、ドラムトラップ（鋳鉄製）80Aに準ずる。
- (3) 給湯設備
 - ヒートポンプ式給湯器の据付は、原則として製造業者の見積価格等を参考にする。見積に依れない場合は、単価基準 表M1-2-1 2パッケージ形空調機（圧縮機屋外形）の屋外機に、単価基準 表M1-2-5 タンク類の密閉形隔膜式膨張タンクの歩掛りを加算した歩掛りで代用する。
- (4) 消火設備
 - イ. 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。
 - ロ. 複数の消火システムが存在する工事は、原則としてシステム毎に安価な専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- (5) 厨房機器設備
 - 専門工事業者の見積りによる場合は、専門工事業者の諸経費を計上する。

表M1-5 補正市場単価【衛生器具設備工事】

細目	摘要	単位	備考
和風便器	洗浄弁式	組	
和風便器	タンク式(ロータンク)	組	
和風便器耐火カバー		個	

表M1-5 補正市場単価【衛生器具設備工事】

細目	摘要	単位	備考
和風便器	洗浄弁式	組	
和風便器	タンク式(ロータンク)	組	
和風便器耐火カバー		個	

改正後

改正前

第4項 撤去工事

第4項 撤去工事

1 単価、価格等

1 単価、価格等

(1) 機器撤去

- イ. 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒、オイル等の抜取り費・処分費（フロン破壊処理を含む）は、専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 大型機器の撤去費は、製造業者、専門工事業者等からの見積価格等を参考にする。
- ハ. 標準歩掛りを用いて撤去する機器の搬出費を算出する場合は、機器搬入費の90%を機器搬出費相当とする。なお、再使用するための取外しにおいては、機器搬入費の100%を機器搬出費相当とする。
- ニ. 冷凍機等の機器の撤去において、一体での搬出ができない場合は、分割するための費用を別途考慮する。
- ホ. 分割して搬出する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

(1) 機器撤去

- イ. 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒、オイル等の抜取り費・処分費（フロン破壊処理を含む）は、専門工事業者の見積価格等を参考にする。
- ロ. 大型機器の撤去費は、製造業者、専門工事業者等からの見積価格等を参考にする。
- ハ. 標準歩掛りを用いて撤去する機器の搬出費を算出する場合は、機器搬入費の90%を機器搬出費相当とする。なお、再使用するための取外しにおいては、機器搬入費の100%を機器搬出費相当とする。
- ニ. 冷凍機等の機器の撤去において、一体での搬出ができない場合は、分割するための費用を別途考慮する。
- ホ. 分割して搬出する機器は、分割時の各部材を1個の機器として扱い、質量及び容積の算定を行なう。

(2) 配管・ダクト類

- イ. 保温の施された配管、ダクト等の撤去は、保温の撤去費用を計上する。
- ロ. 弁・継手類の撤去労務費は、65A以上を対象に計上する。
なお、50A以下は、配管と同時に撤去されるものとし計上しない。
- ハ. 計器類（温度計、圧力計、風量測定口等）の撤去労務費は、配管やダクトと同時に撤去されるものとし計上しない。
- ニ. ダクト 付属品（吹出口、吸込口、ダンパー、たわみ継手等）の撤去は、撤去費用を計上する。ただし、点検口（ダクト用）はチャンバー等と同時に撤去されるものとし計上しない。

(2) 配管・ダクト類

- イ. 保温の施された配管、ダクト等の撤去は、保温の撤去費用を計上する。
- ロ. 弁・継手類の撤去労務費は、65A以上を対象に計上する。
なお、50A以下は、配管と同時に撤去されるものとし計上しない。
- ハ. 計器類（温度計、圧力計、風量測定口等）の撤去労務費は、配管やダクトと同時に撤去されるものとし計上しない。
- ニ. ダクト 付属品（吹出口、吸込口、ダンパー、たわみ継手等）の撤去は、撤去費用を計上する。ただし、点検口（ダクト用）はチャンバー等と同時に撤去されるものとし計上しない。

(3) 樹類

樹を撤去する場合は、土工事を別途計上する。ただし、300×300以下の樹の土工事は、接続する配管の延長とし、配管の土工事に含まれるものとみなす。

(3) 樹類

樹を撤去する場合は、土工事を別途計上する。ただし、300×300以下の樹の土工事は、接続する配管の延長とし、配管の土工事に含まれるものとみなす。